

第 8 期計画基本目標

基本目標 1 社会参加・生きがいの推進

高齢者一人ひとりが、個性と能力を最大限に発揮し、地域や社会における役割を積極的に担い、活躍の機会がさらに広がるよう、社会参加や生きがいを推進します。

また、高齢者の就労や、趣味・学習活動を活性化させるための機能強化、スポーツやボランティア等を通じた積極的な社会参加を支援していきます。

基本目標 2 健康づくりと介護予防の推進

高齢者の安心と健康な暮らしを守るためには、高齢者一人ひとりが自主的に介護予防に取り組む、自立した生活を送ることができる体制強化が求められています。高齢者のニーズに合わせた介護予防事業を充実させ、健康で自立した生活の継続を推進します。

また、高齢者の状態像に応じた、介護予防や要介護度の重度化防止のための事業を、介護予防・日常生活支援総合事業等で実施し、自立支援の推進を行います。

基本目標 3 地域包括ケアシステムの深化

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを可能としていくために、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、十分な介護サービスの確保のみに留まらず、医療・予防・住まい・生活支援サービスが包括的に確保される地域包括ケアシステムをより一層、深化・推進していきます。

さらに、地域社会が変化する中、「茨城型地域包括ケアシステム（障がい等すべての要配慮者に対するファミリーケアの視点で包括的に支援体制を構築する）」の考え方を意識し、家族の課題については、必要に応じ関係機関へつなぐなど、多職種連携による体制づくりを進めます。

基本目標 4 質の高い介護サービスの基盤整備

介護が必要になった高齢者が、自らの意思でサービスを選択し、尊厳を持って生活ができるよう、介護保険の各種サービスの充実を図ります。

また、保険者である市は、利用者が安心してサービスを受けることができるよう、より一層サービスの質や利便性の向上に努めるとともに、適正なサービスによる自立した生活の継続を目指します。さらに、介護者支援として家族の負担軽減及び相談支援体制の充実にも取り組みます。

施策体系

基本目標	施策項目		実施事業等
1. 社会参加・生きがいづくりの推進	就労		①シルバー人材センター助成事業 ②多世代が活躍する場の構築事業
	趣味・学習活動		①高齢者クラブ活動助成事業 ②地域交流センターの活用 ③いこいの家はなさかの活用 ④公民館事業 ⑤スポーツ教室
	地域社会との関わり		①高齢者の集いの場づくり 重点事業 ②敬老事業 ③ボランティア活動
2. 健康づくりと介護予防の推進	健康づくり事業		①健康教育・健康相談 ②健康診査・各種検診 ③訪問指導 ④予防接種
	介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防・生活支援サービス事業	①訪問介護相当サービス ②ふれあいサポート事業 ③通所介護相当サービス ④いきいき通所事業 ⑤ふれあいサロン事業 重点事業 ⑥元気すこやか教室事業 ⑦介護予防ケアマネジメント事業 ⑧その他生活支援事業
		一般介護予防事業	①介護予防把握事業 ②介護予防普及啓発事業 ③地域介護予防活動支援事業 重点事業 ④一般介護予防事業評価事業 ⑤地域リハビリテーション活動支援事業
3. 地域包括ケアシステムの深化	多様な福祉サービス		①在宅福祉サービス事業 ②生活管理指導短期宿泊事業 ③入所措置事業 ④デマンドタクシーかさま運行事業 ⑤不燃ごみ収集袋及び資源物収集袋によるゴミ出し支援事業 ⑥買い物弱者支援事業（移動スーパー） ⑦いばらきの高齢者制度優待制度 ⑧いばらき身障者等用駐車場利用制度

基本目標	施策項目	実施事業等
3. 地域包括ケアシステムの深化	安心・安全対策	①防犯パトロール・防犯カメラ ②災害時の要援護者避難協定・福祉避難所 ③消費生活センター
		④高齢者見守り事業 重点事業 ・高齢者見守りあんしんシステム事業 ・地域包括ケアシステムネットワーク（見守り協定） ・徘徊高齢者等SOSネットワーク事業
	地域包括ケア体制の強化	①在宅医療推進事業 ②在宅訪問歯科保健事業 ③地域ケアシステム推進事業 ④地域包括支援センターの運営・機能強化 ・地域包括支援センターの運営 ・介護予防プラン作成事業 ・総合相談支援 ・権利擁護事業 ・ケアマネジメントリーダー活動等支援 ・地域ケア会議の推進 ⑤在宅医療・介護連携の推進 ⑥生活支援体制整備事業の推進 ⑦成年後見制度利用促進支援事業
		①認知症普及啓発の推進 重点事業 ②認知症の状態に応じた支援の推進
	I C Tの活用	①介護健診ネットワークシステム事業 ②GPSを活用した認知症高齢者見守り事業 ③オンライン相談、ウェブ会議の活用
4. 質の高い介護サービスの基盤整備	サービス体制	①介護認定調査 ②認定審査会（ペーパーレス、ウェブ会議の活用） ③相談窓口・苦情処理体制の充実 ④居宅サービスの提供 ⑤地域密着型サービスの提供 重点事業 ⑥施設サービスの提供 重点事業 ⑦居宅介護サービス事業所の指定
	質的向上	①介護支援専門員の研修 ②認定審査委員・調査員の研修 ③居宅系サービス事業所の指導 ④介護給付等費用適正化推進事業 重点事業
	介護者への支援や虐待防止対策の推進	①家族介護支援事業
	情報提供の充実	①サービス事業者連絡会議 ②広報・周知の充実

※ 網掛けは地域支援事業

第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画重点事業進捗状況

	基本目標	実施事業名	計画目標値・指標等	実施内容	評価と課題
1	社会参加・生きがいがづくりの推進	高齢者クラブ活動助成事業	(2021年度) クラブ数 105 会員数 4,755人 (2022年度) クラブ数 106 会員数 4,770人 (2023年度) クラブ数 107 会員数 4,785人	スポーツ、文化、社会奉仕活動等を行うことにより、健康・生きがいがづくりを推進する高齢者クラブに対し補助金を交付した。また、高齢者クラブ連合会の運営を支援した。 クラブ数 96 会員数 3,955人	前期高齢者層の加入が少ないことから、会員の高齢化が進み、クラブ数・会員数が減少しているため、クラブの維持と後継者の育成が課題となっている。
		シルバー人材センター助成事業	(2021年度) 会員数 350人 (2022年度) 会員数 350人 (2023年度) 会員数 350人	シルバー人材センターが行う高齢者労働能力活用事業を通じて、健康で働く意欲のある高齢者に就業の機会を提供することにより、高齢者の生きがいの充実と社会参加の促進による地域社会の活性化を図るため、補助金を交付した。 会員数 296人	高齢化が進む現状下において、これまでの「生きがい就労提供の場」に加え、「多様な活躍の場」の構築に取り組んでいるが、高齢者雇用安定法の改正や会員の高齢化等により、会員数が年々減少している。高齢者を取り巻く社会・経済状況の変化や就業ニーズの多様化など、高齢者の現状を的確に捉えた就業機会の拡大が必要となってきた。
		高齢者の集いの場づくり★	(2021年度) コミュニティサロン数 22箇所 (2022年度) コミュニティサロン数 23箇所 (2023年度) コミュニティサロン数 24箇所	地域の人たちの顔つなぎの場であり、新たな活動につながる生活課題の発掘の場としても重要な役割を担っている「コミュニティサロン」を社会福祉協議会と連携して拡充に向けた取り組みを行った。 コミュニティサロン数 22箇所	社会福祉協議会に委託している生活支援体制整備事業と併せながら、「コミュニティサロン」の拡充に向けての取り組みが出来た。しかし、地域の中で生きがいや役割を持ち社会参加することは、介護予防や生活支援の担い手の増加にもつながるので、更にコミュニティサロン数を増やしていくことが必要となっている。
2	健康づくりと介護予防の推進	ふれあいサロン事業★	(2021年度) サロン数 7箇所 会員数 78人 (2022年度) サロン数 8箇所 会員数 88人 (2023年度) サロン数 9箇所 会員数 98人	総合事業における緩和した基準の通所型サービス事業。住民主体による事業で、日中の居場所づくり、趣味活動や運動などによる交流を行う。 サロン数 6箇所 会員数 65人	・総合事業のサービスの観点から、委託契約を結ぶためには、事業対象者または、要支援1・2の認定を持っている参加者が10名以上必要となる。また、サロン運営は住民主体のため、立ち上げや運営に携わる担い手が、中心となって地域をまとめる存在として必須である。しかし、全体的に担い手や参加人数が減少しているため、両方を増やしていくことが課題となっている。
		介護予防普及啓発事業(運動教室)	介護予防の普及啓発に資する運動等教室の開催	介護予防教室の実施 ・スクエアステップ体験教室 4回 延34人 ・あたまとからだのパワーアップ教室 11回 延221人 ・男性のための健康体操教室 前期・後期各11回 延199人 ・わくわく脳元気教室 前期・後期各6回 延101人	・新型コロナウイルスの感染状況をみなから、教室の延期や日程変更するなどし、すべての教室を実施することができた。 ・ほとんどの教室が定員を満たして参加されており、高齢者のニーズに合った教室となっていると思われる。しかし、教室によっては同じ方が繰り返し参加していることもみうけられるため、教室終了後、地域自主サークル等への参加を促す。また、自宅で一人でできる運動を周知する等、継続して介護予防に取り組めるようにしていく必要がある。
		地域介護予防活動支援事業(地域リーダー育成事業)★	(2021年度) 教室数 110ヶ所 参加人数 45,000人 (2022年度) 教室数 110ヶ所 参加人数 45,500人 (2023年度) 教室数 110ヶ所 参加人数 46,000人	住民の身近な地域で自主運動教室(シルバーリハビリ体操・スクエアステップ教室)を定期的に開催するとともに、そのリーダーの育成を行う。 (2021年度) 教室数 106ヶ所 参加者数 23,802人 スクエアステップリーダー養成 15人	・新型コロナウイルスの感染拡大時期は教室開催の自粛や、参加者の利用控えにより、参加者数は減少している。 ・スクエアステップ教室では、毎年10人以上のリーダーを養成しているが、リーダーの高齢化に伴い、リーダーをやめる方も多くなっている。地域の方が身近な場所で運動教室に参加できるように、また、今後もサークル数が増えるよう引き続き、リーダーを養成し、支援する必要がある。
3	地域包括ケアシステムの深化	在宅福祉サービス事業	支援を必要とする高齢者にサービスが行き届くよう、事業の周知や人材の確保・育成に取り組む。	社会福祉協議会への委託により、支援を必要とする高齢者を対象に、家事支援と移送サービスを提供した。 (2021年度) 利用延人数 2,401人	・移送サービスについては貴重な地域資源の一つとして活用されているが、生活支援サービスとともに、事業の担い手である協力会員の減少と高齢化がみられることから従事可能な会員の確保が課題となっている。

第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画重点事業進捗状況

	基本目標	実施事業名	計画目標値・指標等	実施内容	評価と課題
3	地域包括ケアシステムの深化	高齢者見守り事業★ ①高齢者見守りあんしんシステム事業 ②地域包括ケアシステムネットワーク（見守り協定） ③徘徊高齢者等SOSネットワーク	在宅ケアチームの構築数 （2021年度） 構築数 560件 （2022年度） 構築数 560件 （2023年度） 構築数 560件 見守り協定事業所数 （2021年度） 事業所数 62件 （2022年度） 事業所数 62件 （2023年度） 事業所数 62件	在宅ケアチームによる見守り体制を構築し、緊急時に必要な情報（緊急連絡先、かかりつけ医療機関・常用薬等）を記載した救急医療キットを配備した。 在宅ケアチームの構築数 538件 見守り協定事業所数 73件 ①通常の事業運営 高齢者宅に緊急通報装置を設置し、家庭内での急病等に対する救急車の出動要請やガードマンの駆けつけその他健康相談や安否確認などrるなどのサービスにより、高齢者の生活をサポートしている。 ②市内で活動する事業所と協定を結び、高齢者等世帯で何らかの異変に気が付いた際に連絡をもらっている。 ③県と共催で広域徘徊模擬訓練を実施し、SOSネットワークの運用体制の確認を行った。行方不明者について警察より連絡があった時には捜索の協力をしてもらった。	①新規利用者もいたが、利用者の死亡や施設入所で全体でみた利用者が昨年度と比べて減となっている。システムを必要とする高齢者が利用できるように、制度の周知を継続していく。 ②協定を締結している事業所との関係性を密にしてい、事業内容の再確認などのフォローを行っていく。 ③警察署からの依頼を受けて迅速に対応することができた。
		地域包括支援センターの運営・機能強化 ・地域包括支援センターの運営 ・介護予防プラン作成事業 ・総合相談支援 ・権利擁護事業 ・ケアマネジメントリーダー活動等支援事業 ・地域ケア会議推進事業	多重課題を抱えている困難事例が増加していることから、必要に応じて関係機関へつなぐなど、多職種関係機関路と連携した相談体制の充実を図る。	高齢者の方が地域で暮らし続けることができるよう、医療・介護・福祉・生活支援などの支援が切れ目なく一体的に提供できる体制、支援するためのネットワーク“地域包括ケアシステム”を進めた。 （2021年度） 新型コロナウイルスの感染拡大により、地域ケア会議（個別ケース会議）の開催（年9回）	・コロナ禍で大勢での地域包括ケア会議の開催ができなかったため、各関係機関や専門職との顔が見える関係づくりが難しかった。しかし、少人数で個別の事例検討を行ったことで、専門職同士の関係性が深まったと実感している。 ・今後は、新型コロナの感染状況を考慮しながら、多職種連携・協働できる体制づくりのため以前の地域包括ケア会議を開催すること、また、包括支援センターの人員確保（3職種）と資質の向上、権利擁護支援の中核機関としての相談支援強化が課題となっている。
		認知症普及啓発の推進★	認知症サポーター数 （2022年度） サポーター数 4,900人 （2023年度） サポーター数 5,300人 （2024年度） サポーター数 5,800人	認知症サポーターを養成講座を実施し、認知症への理解を深めるとともに、地域全体で認知症の方とその家族を支援していくことの意識付けを図るよう努めた。 （2021年度） 認知症サポーター養成講座 7回 認知症サポーター延べ人数 4,690人	・地区のサロン、高齢者クラブ等の団体や学校等に出向いて実施したが、感染拡大に伴い、延期や中止となるなど、計画的な開催ができず実施回数が減少した。今後も、様々な年齢層の方がサポーターとなれるよう普及啓発していくことが必要。また、サポーターの活動の場を検討していくことが今後の課題である。
		認知症の状態に応じた支援の推進	認知症カフェ 認知症に関する相談件数 認知症初期集中支援チームでの介入	認知症地域支援推進員を配置し、認知症相談会の開催、認知症初期集中支援チームにより認知症の早期発見・早期対応を行った。 （2021年度） 認知症カフェ：2ヶ所 24回、延40人 専門職による認知症相談会を 4回実施 3件の相談 認知症初期集中支援チームによるケース検討 延16件 介入したケース 6件	・認知症カフェの開催施設が新型コロナウイルス感染対策のため、外部者の立ち入りを制限していたことから、参加者が減少した。 ・認知症初期集中支援チームは市立病院との毎週月曜日にケース検討や情報交換を行うことで、速やかに介入ができたと思う。 ・認知症カフェについては、高齢者クラブや地域のサロンにチラシを配布するなどし、周知を図り、認知症初期集中支援チームについては、包括への相談ケースだけではなく、ケアマネージャーが困難と思っているケースについても対応していく。
		介護健診ネットワークシステム事業	・システムに参加する居宅介護支援事業所数 ・システム利用者数 ・支援を必要としシステムでの情報共有に同意した人数	市が保有する要介護認定情報などを同意を得たうえで各事業所へ公開し、業務の効率化を支援する。また、掲示板機能を使い在宅介護を支える職種間において効率良く情報交換でき、地域包括ケアシステムを支えるシステムでもある。そのほか、独居高齢者等の見守り支援のための情報も公開し、消防署の救急隊が救急搬送する際や関係者の支援等に役立てている。 参加事業所数 78事業所 利用人数（ID所有者） 253人 情報登録人数 10,130人	・介護健診ネットワークシステムに参加している事業所は、医療機関が増えないため横ばいとなっているが、令和元年に新システムに移行したことにより、電子証明書をインストールすることで、介護事業所に設置したパソコンだけでなく、タブレットや携帯などで利用が可能となり、業務効率の向上につながった。

第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画重点事業進捗状況

	基本目標	実施事業名	計画目標値・指標等	実施内容	評価と課題
3	地域包括ケアシステムの深化	生活支援体制整備事業	①サロン交流会の開催回数 ②SC研修・協議会の開催回数 ③第1層協議体開催回数 ④第2層協議体開催回数 (2021年度) ①0回 ②3回 ③1回 ④3回 (2022年度) ①2回 ②4回 ③1回 ④6回 (2023年度) ①2回 ②4回 ③2回 ④9回	SC(生活支援コーディネーター)を配置し、地域における生活支援・介護サービスの充実を図り、地域における支え合いの体制整備を推進する。 また、各協議体において、地域ニーズの把握、地域資源の発掘等を行い、各関係機関と情報を共有し、生活支援等サービスの向上を図る。 ・地域コミュニティサロンの立ち上げ及び運営支援、交流会の開催 ・人材育成研修会の実施 ・第1層(市全域)協議体の開催 ・第2層(日常生活圏域)協議体の開催	・コミュニティサロン運営者交流会にて、各サロンのプログラムを紹介し合い、サロン同士が交流することで、情報交換できる良い機会となった。意見交換する事で自らの地域に生かせる情報を得ることができた。 ・新型コロナウイルス感染症による活動自粛が続いたことにより、参加者離れの進行、運営力の低下が心配されたため、活動の参考となるよう“笠間市サロンお助け帖”を各サロンへ配布した。 ・包括支援センター、社会福祉協議会、市と定期的に意見交換をすることで、現状の確認と課題等の認識を共有することができた。 ・第2層協議体の会議において意見を出し合っているが、具体化することが難しいため、参加者のモチベーションを維持していくことが課題。
4	質の高い介護サービスの基盤整備	地域密着型サービスの提供★	認知症対応型通所介護 3事業所 小規模多機能型居宅介護 3事業所 認知症対応型共同生活介護 9事業所 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 1事業所 看護小規模多機能型居宅介護 2事業所 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 1事業所	住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、身近な場所でのサービスを提供するため、日常生活圏域単位で適正なサービス基盤のきめ細やかな整備を実施する。 【事業所の整備】 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 1事業所 第7期中に整備を予定し、平成30年度に2度公募を行ったが、応募が無かったため、令和元年度再々公募により事業者を選定。 令和2年度中に整備し、令和3年4月1日に事業開始した。	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所については、令和3年4月1日に事業開始し、第8期は利用見込数に対するサービス提供体制は確保することができた。
		施設サービスの提供★	介護老人福祉施設 6ヶ所 介護老人保健施設 5ヶ所 介護療養型医療施設 1ヶ所 介護医療院 0	施設サービス計画に基づき入浴、排泄、食事等の介護や機能訓練のサービスを提供する。 【施設の整備】 介護老人福祉施設 1施設 平成30年度公募により選定した事業者が、令和4年3月1日事業開始。 介護老人保健施設 1施設 茨城県整備計画により水戸圏域全体で不足が見込まれる200床のうち100床を笠間市内に整備し、令和2年4月10日に事業開始した。	・介護老人福祉施設については、令和3年度に整備し、令和4年3月1日に事業開始。整備を予定していた第7期からの入所待機者に対しては、第8期2年目に解消に向けサービス提供が可能となったが、第8期計画期間中の新たな入所待機者については改めて検討していく必要がある。 ・介護老人保健施設については、令和3年4月29日事業開始し、茨城県が見込んだ利用見込数に対するサービス提供が可能となる。
		介護給付等費用適正化推進事業★	(2021年度) ①給付費通知発送件数 年間延べ 13,200件 ②ケアプラン点検件数 22件 ③認定調査状況チェック件数 18件 ④住宅改修等の点検 6件 ⑤縦覧点検・医療情報との突合回数 12件 (2022年度) ①給付費通知発送件数 年間延べ 13,600件 ②～⑤は2021年に同じ (2023年度) ②給付費通知発送件数 年間延べ 14,100件 ②～⑤は2021年に同じ	介護(予防)給付について真に必要な過不足のない介護サービスが提供されているかを検証するとともに、介護費用の効率化、事業者への指導育成を図る。 ①介護給付費通知 通知発送数:13,391件 ②ケアプラン点検 点検件数:13件 ※新型コロナウイルスの影響による改善を求めた件数:1件 改善報告件数:1件 ③認定調査状況チェック 審査判定件数:3,193件 チェック件数:3,193件 ④住宅改修等の点検 訪問調査が必要と判断した件数:2件 訪問調査件数:2件 ⑤医療情報との突合・縦覧点検 疑義のある請求の確認件数:23件 点検による過誤調整件数:10件	①受給者全員への通知により、架空請求や過剰請求の発見を促すとともに、サービス内容の再認識による適正利用の意識付けを行った。 ②年間計画に沿った点検を実施し、ケアプラン作成行程の標準化を行うことでケアマネジャーの質の向上を図ることができた。今後はアセスメントとかい離れたプラン内容の改善を求めていくことが必要である。 ③調査を実施した全件をチェックし、適宜修正を行った。今後は、調査の正確性の担保と平準化のために認定調査結果を点検する必要がある。 ④住宅改修や福祉用具購入時の調査点検については、リハビリ専門職等が関与する仕組みづくりが必要と考える。 ⑤一部を国保連合会に委託し、委託以外の部分は市が点検を実施し、必要に応じ過誤調整を行った。点検は適正給付に効果があるため今後も継続する。

★重点事業

第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画重点事業進捗状況

	基本目標	実施事業名	計画目標値・指標等	実施内容	評価と課題
1	成年後見制度利用の推進	権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり	権利擁護支援の地域連携ネットワーク中核機関の設置 成年後見制度利用促進協議会の設置 成年後見制度に関する相談対応	社会福祉課、障がい者機関相談支援センター、社会福祉協議会等の市民の身近な相談窓口として、市民や福祉サービス事業者からの相談を集約し、後見制度の利用に関する支援を実施するとともに中核機関との連携を図る。 〈2021年度〉 笠間市（包括支援センター、社会福祉協議会、社会福祉課、基幹相談支援センター）で受付した成年後見制度に関する相談件数 42件（10月から集計開始）	令和3年度より包括支援センターが権利擁護支援の地域連携ネットワーク中核機関となり、従来の業務である総合相談業務、権利擁護業務の機能を十分に活かし、成年後見制度に関する相談窓口の機能を担うことができている。 令和3年度から始まった子育て福祉オンライン相談予約システムの中に成年後見制度に関する相談も含まれているが、予約が1件もないため、周知が必要。
		利用者がメリットを実感できる制度の運用	成年後見制度利用支援事業実施件数	市長申し立てによる後見等の申し立てを適切に行うことで、成年後見制度の利用が必要な人を制度利用につなげる。成年後見制度利用支援事業による申し立て費用の補助及び親族以外の第三者に対する後見報酬等の補助を行うことで、利用者が安心して成年後見制度を利用できるよう支援する。 〈2021年度〉 報酬助成 1件	令和4年度から笠間市社会福祉協議会でも法人後見が開始となった。現時点の報酬助成対象は後見（補佐・補助）人だけであり、今後市民後見人が後見活動を始めた場合に後見監督人に対しての報酬助成をどうするか検討していく必要がある。
		適切な制度利用と後見活動の実現	成年後見制度の周知や啓発	福祉関係者や市民に向けて、成年後見制度の周知や啓発を行い、制度利用の必要を早期に把握し成年後見制度の利用につなげる。 〈2021年度〉 入庁1年から3年目の職員の新人研修の一つとして研修会を実施。 34名 〈2022年度〉 民生委員を対象にした勉強会を実施。 笠間地区 62名 岩間地区 32名 友部地区 54名 〈2023年度〉 介護支援専門員対象に実施予定 連携中枢都市圏として後見人向け相談会を実施。 市内金融機関にパンフレット配布、情報交換	成年後見制度利用促進基本計画の初動期であり、今期では周知啓発活動に一番に力点を置き、事業展開している。福祉関係機関だけでなく一般市民にも制度理解が進むよう、継続して取り組んでいく。

サービス見込量の進捗（計画値：令和3年度、実績値：令和4年3月末）

1. 認定率の比較

※ 認定率＝第1号の認定者数／65歳以上人口

（％）					認定者数	第1号被保険者数
					（人）	（人）
計画値		実績値	差異	差異について考えられる要因	計画値	実績値
要介護認定率		16.2%	16.1%	-0.1%	3,884	3,875
年齢階級	前期高齢者	4.0%	4.0%	0.0%	497	490
	後期高齢者	29.0%	28.8%	-0.2%	3,387	3,385
高齢者人口は計画どおりに推移しているが、認定者数が減っている。減少の要因は、介護予防推進の成果や新型コロナウイルス感染症の影響による利用控え等が考えられる。						

2. 受給率の比較

※ 受給率＝サービス別利用者数／第1号被保険者数

（％）					受給者数
					（人）
サービス名		計画値	実績値	差異	計画値
		実績値	差異	差異について考えられる要因	実績値
居宅サービス	訪問介護	1.6%	1.5%	-0.1%	4,548
	訪問入浴介護	0.1%	0.1%	0.0%	408
	訪問看護	0.9%	1.0%	0.1%	2,544
	訪問リハビリテーション	0.6%	0.6%	0.0%	1,764
	居宅療養管理指導	0.6%	0.7%	0.1%	1,824
	通所介護	2.8%	2.7%	-0.1%	8,160
	通所リハビリテーション	1.3%	1.3%	0.0%	3,864
	短期入所生活介護	0.7%	0.7%	0.0%	2,088
	短期入所療養介護（老健）	0.1%	0.1%	0.0%	264
	短期入所療養介護（病院）	0.0%	0.0%	0.0%	0
	福祉用具貸与	5.0%	5.2%	0.2%	14,316
	特定施設入居者生活介護	0.3%	0.3%	0.0%	768
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型	0.1%	0.0%	-0.1%	168
	夜間対応型訪問介護	0.0%	0.0%	0.0%	0
	認知症対応型通所介護	0.1%	0.1%	0.0%	300
	小規模多機能居宅介護	0.2%	0.2%	0.0%	708
	認知症対応型共同生活介護	0.7%	0.6%	-0.1%	1,920
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0.0%	0.0%	0.0%	0
	地域密着型介護老人福祉施設	0.1%	0.1%	0.0%	216
	看護小規模多機能型居宅介護	0.2%	0.2%	0.0%	660
	地域密着型通所介護	1.0%	0.9%	-0.1%	2,796
	介護老人福祉施設	1.8%	1.8%	0.0%	5,232
施設サービス	介護老人保健施設	2.0%	1.8%	-0.2%	5,808
	介護医療院	0.0%	0.0%	0.0%	0
	介護療養型医療施設	0.0%	0.0%	0.0%	48
	介護予防支援・居宅介護支援	7.7%	7.7%	0.0%	22,092
1事業所が令和3年4月1日に事業開始したが、新規事業のため計画値まで利用が増えなかった。					47
1事業所が水戸圏域の広域的な調整のため令和2年4月10日に事業開始したが、利用が増えなかった。					0
					250
					598
					1,786
					0
					228
					639
					2,616
					5,133
					5,137
					0
					53
					22,265

3. 受給者1人あたり給付費の比較

※ 受給者1人あたり給付費＝サービス別給付費／サービス別利用者数

（円）					サービス別給付費
					（円）
サービス名		計画値	実績値	差異	計画値
		実績値	差異	差異について考えられる要因	実績値
居宅サービス	訪問介護	55,063	55,768	705	250,428,000
	訪問入浴介護	76,635	60,292	-16,343	31,267,000
	訪問看護	40,410	38,743	-1,667	102,803,000
	訪問リハビリテーション	27,451	28,495	1,044	48,424,000
	居宅療養管理指導	8,595	9,242	647	15,677,000
	通所介護	87,497	87,297	-200	713,974,000
	通所リハビリテーション	61,379	62,617	1,238	237,169,000
	短期入所生活介護	126,031	131,253	5,222	263,153,000
	短期入所療養介護（老健）	99,186	87,234	-11,952	26,185,000
	短期入所療養介護（病院）	-	-	-	0
	福祉用具貸与	11,582	11,594	12	165,813,000
	特定施設入居者生活介護	173,444	167,754	-5,690	133,205,000
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型	155,792	145,735	-10,057	26,173,000
	夜間対応型訪問介護	-	-	-	0
	認知症対応型通所介護	113,627	126,070	12,443	34,088,000
	小規模多機能居宅介護	187,908	217,037	29,129	133,039,000
	認知症対応型共同生活介護	255,629	249,504	-6,125	490,808,000
	地域密着型特定施設入居者生活介護	-	-	-	0
	地域密着型介護老人福祉施設	270,375	269,062	-1,313	58,401,000
	看護小規模多機能型居宅介護	217,553	243,870	26,317	143,585,000
	地域密着型通所介護	87,397	84,437	-2,960	244,362,000
	介護老人福祉施設	255,797	260,324	4,527	1,338,330,000
施設サービス	介護老人保健施設	278,313	272,630	-5,683	1,616,443,000
	介護医療院	-	-	-	0
	介護療養型医療施設	256,958	245,420	-11,538	12,334,000
	介護予防支援・居宅介護支援	13,284	13,528	244	293,481,000
事業開始初年度であることや新型コロナウイルス感染症の影響により、安定的な利用につながらなかったものとする。					6,849,561
要介護度が高くなった認知症の方が、入所系施設を利用せず、在宅での生活を続けていることから需要が増えたと考ええる。					0
要介護度が高くなっても複合型のサービスを利用しながら在宅での生活を続けていることから需要が増えたと考ええる。					31,517,510
コロナ禍での入所は面会制限などの不安もあるため、利用減少の要因と考える。					129,788,398
					445,613,345
					0
					0
					155,833,244
					220,887,893
					1,337,282,692
					1,393,959,462
					0
					12,761,826
					301,205,554

4. サービス提供体制に関する現状と課題（計画値と実績値を比較したうえでの考察）

新型コロナウイルス感染症の影響による利用控えなどが要因となり、実績が下回る傾向にあるが、サービス提供体制については概ね必要量を確保していると考ええる。 今後、コロナ禍においても安心してサービスが受けられる環境が整い、利用控えが回復した場合のサービス利用の動向を注視する必要がある。 第8期計画においては、新規事業所整備の計画はしていないが、今後需要の拡大が予想されるサービスの動向を把握するため、令和4年3月に開設した介護老人福祉施設（50床）及び令和3年4月に事業開始した定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用状況を注視しながら、第9期計画に反映させていく。
--

介護保険事業計画における介護サービス事業所整備の進捗状況について

1 第8期計画期間における整備目標 ※ 第7期整備目標

- ①介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)〔定員 50 名〕 1 事業所
- ②地域密着サービス事業所整備
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 1 事業所

2 計画と整備状況について

第7期介護保険事業計画中に整備予定であった介護サービス事業所について、整備に遅れがあったが、第8期計画1年目に事業を開始し、サービスが提供されている。

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

○平成30年度公募（応募事業者数1件）により選定

- ・選定事業者名 医療法人財団 古宿会 水戸市六反田町 1136-1
- ・事業者名 社会福祉法人 みどりの郷 笠間市福原59-1
- ・事業所名称 特別養護老人ホームみどりの郷福原
- ・入所定員 50名
- ・併設するサービス 短期入所生活介護（ショートステイ）定員10名
通所介護（デイサービス）定員20名
- ・開設日 令和4年3月1日



②地域密着サービス事業所 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

○令和元年度公募（応募事業者数1件）により選定

- ・選定事業者名 社会福祉法人 博友会 常陸大宮市野口平 146 番地の 1
- ・事業所名称 フロイドともべ定期巡回サービス
- ・併設するサービス 看護小規模多機能型居宅介護 定員29名
訪問看護
- ・開設日 令和3年4月1日



第 9 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定における方向性

1. 高齢化の現状と将来像

日本の総人口は、総務省の推計によると令和 4 (2022) 年 9 月 15 現在で、約 1 億 2,471 万人となりました。65 歳以上の高齢者人口は 3,627 万人となり、高齢化率も 29.1% となっております。

国立社会保障・人口問題研究所が公表している「将来推計人口」によると、日本の総人口は長期の人口減少過程に入っており、令和 11(2029)年には 1 億 2,000 万人を下回り、令和 35(2053)年には 1 億人を割って 9,924 万人になると推計されています。また、65 歳以上の人口は、「団塊の世代」が 75 歳以上となる令和 7(2025)年には 3,677 万人に達するとされ、その後も増加し続けることが予想されており、総人口が減少する中、高齢者が増加することで高齢化率は上昇を続ける見込みとなっております。

一方、笠間市の総人口は、令和 4 (2022) 年 7 月 1 日現在、74,087 人となりました。65 歳以上の人口は 24,170 人となり、高齢化率は 32.6% となっております。この高齢化率は、全国平均(29.1%)や県平均(30.5%)に比べ高い割合となっており(県内 22/44)、令和 7(2025)年には、総人口が 71,457 人、65 歳以上の人口は 24,297 人、高齢化率は 34.0% になると推計されています。

このように少子高齢化が進行する中、核家族化などが相まって、高齢者の単身世帯や高齢者のみ世帯も増加しており、高齢者を取り巻く環境にさまざまな問題が生じてくることが予想されています。

2. 地域包括ケアシステムの深化と推進

人口減少・高齢化が進行している状況の中、団塊の世代（昭和 22 年～24 年生まれ）がすべて後期高齢者となる 2025 年以降は、高齢者の医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれています。

そのため厚生労働省は、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進しています。

笠間市においても地域包括ケア会議の定期的な開催により、地域の関係機関や多職種との連携体制を強化し、「地域包括ケアシステム」の深化と推進に取り組んできました。また、自分のことを自分でする「自助」や、公的なサービス「共助」「公助」に加え、地域住民による助け合い「互助」が、地域包括ケアシステムを構築していくうえ

で欠かせないものとなっているため、地域でのコミュニティづくりを推進し、高齢者の社会参加を促すとともに、住民同士が支え合あう地域づくりを進めていきます。

3. 認知症施策と権利擁護の推進

令和元年（2019）6月に国が示した、認知症に関する施策の指針となる「認知症施策推進大綱」をふまえ、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、認知症になっても地域で安心して暮らせる「共生」と、認知症の発症や進行を遅らせる「予防」を車の両輪として、認知症施策を推進していきます。

また、認知症高齢者をはじめ、身寄りがない高齢者や虐待を受けている高齢者など権利擁護を必要とする高齢者が増加しており、潜在的な支援対象者も含め成年後見制度への需要は増加すると見込まれます。地域の関係者と協働で支援できるよう、ネットワークを構築するなど、判断能力が不十分な高齢者や家族の支援が得られない高齢者の財産や権利を保護し支援する体制を整備し、成年後見制度の利用促進の取り組みをさらに推進していきます。

4. 高齢者が地域で活躍する仕組みづくり

笠間市の高齢化率は、2040年に40%を超える見込みであり、国や茨城県の平均値より早いスピードで高齢化が進んでいます。今後、一人暮らし高齢者や認知症などの支援が必要な高齢者の数も増加が見込まれるとともに、高齢者の社会的な孤立が問題となってきています。

そうした中で、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、身近な地域の人々との交流や町内会等による日常的な見守りが求められていますが、町内会等の活動に頼った取り組みには限界があります。また、市においては、『見守り協定』『徘徊高齢者等SOSネットワーク事業』『在宅ケアチームの編成』等を行っておりますが、増え続ける支援者の対応が困難になってきております。

笠間市では、このような現状を踏まえ、市民が主体となり、地域全体で効果的な仕組みづくりが展開できるように支援していきます。

5. 質の高い介護サービスの基盤整備

笠間市における要支援・要介護認定者数は、高齢化の進行とともに増加し、2025年には、4,186人になり、認定率は17.2%になると予想されます。こうした状況を踏まえ、持続可能な介護保険制度の運用を見据えつつ、地域のニーズにあった在宅ケアのための多様な居宅サービスの充実を図るとともに、自立した生活の継続を目指す取り組みが重要となっています。

一方、在宅での介護が困難になった方に対する受け皿を作ることも重要と考えます。

第9期計画の策定にあたっては、前期に引き続き、介護保険サービスを利用する方及びその家族等が安心してサービスを選択できるようにサービス提供体制の充実を図る必要があることから、地域密着型及び入所施設サービスの提供において、サービスの見込み量及びニーズに応じた整備計画を検討していきます。

また、介護保険制度の健全な運営の上で、サービスの質的向上及び適正な給付が重要であることから、県の介護給付適正化計画との整合を保ちつつ、更なる介護給付適正化の取組みの強化を図っていきます。

6. 高齢者福祉計画・介護保険事業計画の一体的策定

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8、介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定より定めることとされている計画です。

両計画は、高齢者に対する福祉施策と介護保険施策を密接な連携のもと、総合的、体系的に実施していくことから一体的に策定することとしており、一体的に策定することで、高齢者福祉の向上に必要な施策、サービス量、事業費、財源などを明らかにし、それらを効果的・計画的に遂行していくことを目的としています。

また、成年後見制度利用促進基本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく市の基本計画として、第8期計画の策定に際し、一体的にな計画として策定しました。第9期計画（令和6～8年度）においても同様に、関連する計画として三つの計画を一体的に策定します。

計画の策定にあたっては、今後の制度改正の状況や国が示す基本指針などを踏まえながら、以下の方向性をもって検討を進めていきます。

（1）中長期的な視点

第9期計画は、これまでの計画が見据えてきた2025年を中間年とすることから、これまでの施策の進捗を踏まえ、いわゆる団塊ジュニアの世代が65歳以上となり、現役世代の人口が急減する2040年を見据え、中長期的な視野に立った施策の展開を図ることを明示するものであること。

（2）計画の進行管理と点検評価

第8期計画の進行管理、点検・評価など、PDCA（Plan・Do・Check・Action）を進めながら、第9期計画の内容に反映すること。

I 福祉の概況

(令和4年4月1日現在)

1	世 帯 数		29,280	世帯
2	人 口		72,259	人
3	民生委員児童委員定数		151	人
4	生活保護	世帯数	683	世帯
		人 員	831	人
		保護率	11.5	‰
5	児童福祉	教育・保育施設数	18	ヵ所
		1号認定児童数	497	人
		2号・3号認定児童数	1,459	人
		家庭児童相談員数	2	人
		母子父子自立支援員	1	人
6	身体障害者福祉	身体障害者手帳交付者数	2,467	人
		身体障害者相談員数	1	人
7	知的障害者福祉	療育手帳交付者数	766	人
		知的障害者相談員数	1	人
8	精神障害者	精神保健福祉手帳交付者数	703	人
		自立支援医療(精神通院)受給者数	1,392	人
9	障害福祉	施設入所者数	129	人
10	高齢者福祉	高齢者人口	65歳以上	24,129 人
			75歳以上	11,888 人
		高齢者クラブ	クラブ数	91 クラブ
			会員数	3,595 人
		一人暮らし高齢者		2,605 人
		養護老人ホーム入所者		17 人
11	母子父子福祉	ひとり親世帯 (児童扶養手当申請済世帯)		645 (受給者505) 世帯
12	介護保険	認定者数	要支援1	391人 10.02%
			要支援2	420人 10.76%
			要介護1	782人 20.03%
			要介護2	765人 19.60%
			要介護3	674人 17.26%
			要介護4	520人 13.32%
			要介護5	352人 9.02%
			合 計	3,904人 100%

※1. 世帯数、2. 人口、10. 高齢者人口は令和4年4月1日現在の常住人口による。

計画策定のための諸調査について

1. 要旨

介護保険法(第117条第5項)において市町村は、日常生活圏域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めることとされている。このことから、当市における令和6年度から令和8年度までを計画期間とする高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画を策定するに当たり、高齢者等の生活状況や介護の実態及び課題、意見や要望を把握することを目的として各種調査を実施する。

2. 内容

(1) 調査概要

調査名	主な内容・目的	対象・調査数	実施方法
①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	○介護予防・日常生活圏ニーズ調査(国標準例準拠オプション含む) ○市独自調査 ・生活状況や介護予防、健康増進に対する意識、利用意向などを中心に、高齢者一般の現状及びニーズを把握する。 ・成年後見制度に関する認知度、利用意向、及び潜在ニーズを把握する。	65歳以上の高齢者 ※要支援認定者、総合事業対象者含む 1,000人 (母数約21,000人)	無作為抽出・郵送
②要介護認定者調査	○市独自調査 ・介護保険サービスに関する利用意向、利用状況、満足度を把握する。 ・成年後見制度に関する認知度、利用意向、及び潜在ニーズを把握する。	要介護認定者 1,000人 (母数約3,100人)	無作為抽出・郵送
③在宅介護実態調査	○在宅介護実態調査(国標準例準拠オプション含む) ・高齢者の適切な在宅生活の継続と介護者の就労継続の実現に向けた介護サービスの在り方を検討する。	要介護認定更新者 ※在宅者のみ 600人	調査員による聞き取り調査
④在宅生活改善調査	○在宅生活改善調査(国標準例準拠) ・現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている利用者の実態を把握し、地域に不足する介護サービスを検討する。	市内居宅介護支援事業所、小規模多機能居宅介護・看護小規模多機能居宅介護事業所及び所属ケアマネジャー 25(事業所) 70(ケアマネ)	全数調査・郵送

⑤居所変更実態調査	○居所変更実態調査（国標準例準拠） ・過去1年間の新規入所・退去の流れや退去理由等を把握することで、住み慣れた住まい等で暮らし続けるために必要な機能等を検討する。	市内施設・居住系サービス事業所 ※サ高住・ケアハウス等含む 39（事業所）	全数調査・郵送
⑥介護人材実態調査	○介護人材実態調査（国標準例準拠） ・介護人材の実態を個票で把握することにより、性別・年齢別・資格の有無別等の詳細な実態を把握し、介護人材の確保に向けて必要な取組等を検討する。	市内全介護サービス事業所及び訪問系所属介護職員 ※サ高住・ケアハウス等含む 117（事業所） 210（介護職員）	全数調査・郵送
⑦法人調査	○市独自調査 ・市内に介護保険事業所を有する事業者を対象に、今後の介護保険サービスの提供に係る意向等を調査する。	市内に介護保険事業所を有する法人 37（法人）	全数調査・郵送
⑧事業所調査	○市独自調査 ・市内の介護保険事業所に利用者の状況やニーズを調査する。	市内介護サービス事業所 120（事業所）	全数調査・郵送

（２）調査票…別紙参照

（３）実施時期

上記①～②、④～⑧…令和4年11月（予定）

上記③…令和4年6月15日～令和5年1月末まで

（４）集計・分析

集計・分析…調査終了後～令和5年3月

結果報告…第2回策定委員会を予定

第9期に向けた介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施

- 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の調査項目は、第8期から変更ない。調査の実施の手引きを参考にして実施いただきたい。
- 調査結果は、地域包括ケア「見える化」システムに登録することにより、経年比較や他地域との地域間比較が可能となることから、データの登録をお願いしたい。

名称			(第7期)介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	(第8・9期)介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
目的 (調査票の作成段階での想定)			- 要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況を把握することで、<u>地域診断</u>に活用し、地域の抱える課題を特定すること - 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の管理・運営に活用すること - 介護保険事業計画における新総合事業部分の策定に活用すること 地域診断 見える化システム	- 要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況を把握することで、<u>地域診断</u>に活用し、地域の抱える課題を特定すること - 介護予防・日常生活支援総合事業の評価に活用すること 地域診断 見える化システム
調査対象			要介護1～5以外の高齢者	
調査項目数			必須項目33問(見える化への登録、地域診断の活用を想定) オプション項目30問	必須項目35問 オプション項目29問
設問の内容	「リスクの発生状況」の把握	基本チェックリストで設定したもの「虚弱」高齢者を把握する項目	- 運動器の機能低下 - 低栄養の傾向 - 口腔機能の低下 - 閉じこもり傾向 - 認知機能の低下	
		その他	IADL／転倒リスク	
	「社会資源」等の把握		- ボランティア等への参加頻度 - 地域づくりへの参加意向	- たすけあいの状況 - 主観的幸福感 等
	その他			・認知症にかかる相談窓口の認知度
標準的な実施方法			「実施の手引き」の提示	「実施の手引き」「活用の手引き」の提示
見える化システムへの登録			あり(標準的な実施方法により得られた必須項目への回答)	あり(標準的な実施方法により得られた必須項目、オプション項目への回答)

第9期に向けた在宅介護実態調査の実施

- 在宅介護実態調査の調査項目は、第8期から変更ない。調査の実施の手引き等を参考にして実施いただきたい。
- 調査結果は、地域包括ケア「見える化」システムに登録することにより、経年比較や他地域との地域間比較が可能となることから、データの登録をお願いしたい。

<在宅介護実態調査の概要>

事項	内容
目的	第7から期介護保険事業計画の策定において、これまでの「地域包括ケアシステムの構築」という観点に加え、「介護離職をなくしていくためにはどのようなサービスが必要か」といった観点を盛り込むため、「 <u>高齢者等の適切な在宅生活の継続</u> 」と「 <u>家族等介護者の就労継続</u> 」の実現に向けた <u>介護サービスの在り方を検討</u> することを目的とする
対象者	主に在宅で要支援・要介護認定を受けている方
調査手法	認定調査員による聞き取り調査、郵送調査（接続方式・非接続方式）からメリット・デメリットを踏まえ選択
調査項目	必須＋オプション A票：ご本人むけ 問1～14 B票：主な介護者むけ 問1～5 ※自治体が調査項目を減らす場合であっても必要不可欠な5項目を抽出（注）。
支援ツール	・在宅介護実態調査 実施のための手引き ・在宅介護実態調査 活用のための手引き ・在宅介護実態調査の自動集計ツール_認定ソフト2021対応版 ※令和5年1月頃提供予定

（注）認定調査員の負担を軽減するため、仮に自治体において調査項目を減らす場合であっても、次の5項目は、介護する家族の負担感を把握するために必要不可欠であるため、調査項目として設定することが望ましいとしている。

A票 問1 世帯類型

B票 問1 介護者の勤務形態

A票 問2 介護者の介護の頻度

B票 問4 介護者の就労継続の見込み

A票 問10 施設等検討の状況

年月	高齢福祉課	関係課（作業部会）	コンサル	政調・庁議・議会	策定委員会	パブリックコメント	国・県
R4. 5月			設計書・指名推薦書提出 選考委員会 選考委員会				
6月			指名競争入札 契約				
R4. 7月	課内打合せ 調査票作成 ↓		打合せ 料金受取人払承認請求 （郵便局）				調査に関する説明会
8月	調査票（案）決定		調査票作成				
9月	委員会開催通知発送 委員会傍聴週報原稿 （ / ✕ / 掲載） 策定委員会打合せ 発送者リストデータ取得 発送者リスト作成		発送準備	策定開始の報告 （三役部課長会議）			
10月			策定委員会出席 （ニーズ調査案決定） 議事録作成・納品		第1回策定委員会 ・8期進捗状況について ・9期各種調査について		
11月			ニーズ調査実施 法人・事業所調査 （12月中旬まで） ↓				
12月			調査結果分析 ↓				
R5. 1月			↓				
2月			↓				
3月			↓				
4月	地域分析作成 ↓		調査報告書納品	ワーキング・ヒアリング予告 （三役部課長会議）			
5月		ワーキング会議 ・各課の取組みについて	ワーキング会議出席 議事録作成・納品 将来推計（仮）				
6月		各課ヒアリング ・該当課の取組状況	ヒアリング出席 議事録作成・納品				
7月			骨子案作成 ↓				基本指針の提示
8月	サービス見込み量 保険料の推計仮設定 ↓	ワーキング会議 ・骨子案について	策定委員会出席 議事録作成・納品 ワーキング会議出席 議事録作成・納品		第2回策定委員会 ・調査結果について ・骨子案について		
9月	↓ ↓ 計画書作成 ↓		計画書作成 ↓				地域分析提出
10月			策定委員会出席 議事録作成・納品 将来推計（確）	市長報告	第3回策定委員会 ・事業計画（案）について		県ヒアリング
11月			↓		パブコメ案（郵送で確認）		
12月			↓	教育福祉委員会 全協		↓	
R6. 1月			パブコメ対応 計画案修正			↓	
2月	介護保険条例改正 人員・運営基準条例改正 事業者指定規則改正		策定委員会出席 議事録作成・納品	【計画案報告】 政策調整会議 庁議 全協	第4回策定委員会 ・最終報告		
3月	関係機関に計画書を配付		印刷・納品	教育福祉委員会 ・例規改正 全協 ・保険料決定			国・県に計画書進達
4月	9期計画スタート						